

大阪市立大学医学部附属病院
令和3年度第1回監査委員会
監 査 報 告 書

令和4年3月30日

公立大学法人 大阪
理事長 西澤 良記 殿
大阪市立大学医学部附属病院
病院長 平田 一人 殿

監査委員会

委員長 長部 研太郎

令和3年度第1回監査委員会において審議及び調査を行い、監査した結果を下記のとおりご報告いたします。

日 時 令和4年2月22日（火）午後2時～3時30分

場 所 オンライン（ZOOM）

出席者 （監査委員会）委員長 長部研太郎

委 員 谷上 博信

辻 恵美子

桑鶴由美子

（病 院）平田 一人 病院長

中村 博亮 副院長／医療安全管理責任者

柴田 利彦 副院長／医療機器安全管理責任者

中村 安孝 薬剤部長／医薬品安全管理責任者

山口 悦子 医療の質・安全管理部長

瀬脇 純子 医療の質・安全管理部保健副主幹

徳和目篤史 医療の質・安全管理部保健副主幹

富宅 哲生 庶務課長

前田 直樹 患者支援課長

餅田 恭秀 患者支援課係長

(事務局) 庶務課庶務担当係長 谷 直城

同係員 川中恵理香

監査内容

第1 ヒアリング

下記の事項についてヒアリングを行った。

1 患者総合支援センターの活動について

(1) 患者総合支援センターの組織構成

- ・地域医療連絡室

(業務内容)

- ・紹介患者の外来初診日の予約・受診相談
- ・紹介元医療機関と当院医師との連絡調整
- ・紹介患者の受診結果、受診状況の連絡窓口
- ・逆紹介等の相談

(地域予約件数)

- ・2019年度 11,509件
- ・2020年度 11,113件
- ・2021年度 11,040件

(転入院依頼件数)

- ・ 2019年度 1, 118件
 - ・ 2020年度 1, 026件
 - ・ 2021年度 931件
- ・ 入退院支援センター

(対応患者数)

- ・ 2019年度 8, 976件 (30名/日)
 - ・ 2020年度 9, 673件 (35名/日)
 - ・ 2021年度 8, 366件 (39名/日)
- ・ 退院支援

(転院調整件数)

- ・ 2019年度 1, 420件
- ・ 2020年度 1, 102件
- ・ 2021年度 792件

(退院調整件数)

- ・ 2019年度 1, 470件
 - ・ 2020年度 1, 945件
 - ・ 2021年度 1, 824件
- ・ 相談業務

(2) 患者総合支援センターの人員構成

- ・ センター長 (副院長・女性診療科部長)
- ・ 副センター長 (看護部副部長)
- ・ 看護師 21名
- ・ MSW・PSW 11名
- ・ 認定遺伝カウンセラー 3名
- ・ 外来ヘルパー 2名

・事務員 31名

合計 70名

(3) 担当業務内容

ア 相談支援

- ① 医療相談
- ② 受診相談
- ③ 医療安全相談
- ④ 拠点病院相談
- ⑤ 難事相談
- ⑥ 職員からの相談

イ 療養生活支援

- ① 入退院支援
- ② 在宅療養支援
- ③ 満足度調査, 意見収集
- ④ 患者会
- ⑤ 院内介助, 案内
- ⑥ ボランティア関係

ウ 医療連携

- ① 転院受入・外来予約
- ② 当院医療連携
- ③ 登録医
- ④ 渉外

エ 政策医療等事務局

- ① がん診療連携拠点病院
- ② 肝疾患診療連携拠点病院
- ③ 認知症疾患医療センター

- ④ 難病診療連携拠点病院
- ⑤ 大阪呼吸器疾患診療ネットワーク
- ⑥ 患者申出療養制度相談窓口

オ その他

- ① がん地域連携パス
- ② 外来運営委員会事務局
- ③ 睡眠センター事務局
- ④ BCC運営

(対応件数)

- ・ 2019年度 1,091件
- ・ 2020年度 557件
- ・ 2021年度 644件

(4) がん相談支援センター

(主な業務)

- ・ がん治療・療養に関する相談
- ・ 両立支援に関する相談
- ・ 患者会の開催

(相談件数)

- ・ 2019年度 1,126件
- ・ 2020年度 1,226件
- ・ 2021年度 1,642件

(5) 受診料相談

(相談件数)

- ・ 2019年度 2,013件
- ・ 2020年度 1,346件
- ・ 2021年度 1,401件

(6) 医療相談

(窓口)

- ・相談窓口① 診療，治療及びかかりつけ医に関する相談
- ・相談窓口② 医療費，保険制度，福祉介護サービス等の相談
- ・難事医療相談 相談窓口①②以外の患者，患者家族，院内職員からの相談

(相談件数)

相談窓口①

- ・2019年度 1,000件
- ・2020年度 566件
- ・2021年度 639件

相談窓口②

- ・2019年度 2,458件
- ・2020年度 2,932件
- ・2021年度 2,577件

外国人患者受付

- ・2021年度 260名

難事医療相談

- ・2019年度 575件
- ・2020年度 555件
- ・2021年度 402件

2 令和3年度立入検査の指摘事項に対する院内の対応について

(1) 近畿厚生局から以下の2点の指摘があったこと及びそれに対する病院の回答について説明を受けた。

ア 近畿厚生局からの指摘

(ア) 医療法施行規則第9条の20の2第1項14号に規定する事案が発生した場

合は、当該事案が発生した日から、原則として2週間以内に事故等報告書を作成し、登録分析機関に提出しなければならないが、貴院においては事故等事案が発生してから報告までに要した日数が最短で25日と2週間を超過しているので、事故等事案が発生後は速やかに報告書を作成の上、登録分析機関に提出されたい。

- (イ) 日本医療機能評価機構が実施する一般病院2の認定について、評価及び改善のための講ずべき措置内容が公表されていないので、来年度受審する一般病院3の認定後、評価及び改善のための講ずべき措置内容を速やかに公表されたい。

イ 病院の回答

- (ア) 提出までに時間を要した理由について、当院では「オカレンス審議会」での審議ならびに「医療安全協議会」での報告を経て提出を行っている。中には外部委員を含めた医療事故調査委員会を設置するものもある。その場合は医療事故調査委員会の結果をもって、上記の経過を経るため更に提出に時間を要する事となる。

- (イ) 2022年7月受審を予定している日本医療機能評価機構の一般病院3認定後、その評価及び改善の講ずべき内容についてホームページ等で公表予定とする。

- (2) 大阪市保健所からの指摘はなかった旨、説明を受けた。

第2 質疑応答

ヒアリングを受けて下記の質疑応答を行った。

1 患者総合支援センターの活動について

(委員) 患者総合支援センターが設置されたのはいつか。

(病院) 平成23年4月である。

(委員) それまでは各診療科が別々に行っていた入退院の支援をまとめてやる組織

を設けたということか。

(病院) そのような趣旨である。他院との患者受入に関する業務や相談業務は医事運営課が対応し、入退院支援センター業務は各科外来や病棟で行っていた。

(委員) 入退院支援センターが扱っている患者は1日当たり30名とのことだが、大学病院の1日当たりの患者数としては少ない。

全ての診療科の患者が支援センターを通っているのではないのか。

(病院) 病院全体でおよそ1日当たりの患者数は80名程度であり、全ての診療科の患者が支援センターを通っているわけではない。

リスクの高い患者を中心に対応を始め、現在は小児科・精神科・緊急入院を除いて全件対応しているが、目標としては全患者を対象にと考えている。

(委員) 外国人患者を受け入れているとのことだが、医療通訳はいるのか？

(病院) 医療通訳はいないので、翻訳機及びオンラインの医療通訳サービスを使用している。

なお、当院は、昨年、外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の認証を受けた。

その際通訳を使用する場面等を細かく設定したマニュアルを整備し、特に余命宣告等の厳しい状況下においては、正確な通訳が行われるよう患者家族の通訳は禁止している。

(委員) 外国人の場合、保険の問題があるが、この点はどうか。

(病院) 9割が日本の保険に加入している。

また、自費の場合は保険診療の3倍の費用になることを周知している。

2 令和3年度立入検査の指摘事項に対する院内の対応について

(委員) 近畿厚生局からの指摘の1点目に対する回答は、2週間以内に報告するこ

とができない理由にはなっていないのではないかと。

(病院) ご指摘のとおりである。

この点は毎回指摘されているが、これまでも院内の対応フローを説明してご納得いただいていた。

(委員) 近畿厚生局の指摘には「事故等事案が発生してから報告までに要した日数が最短で25日」とされているが、そうするともっと日数が掛かる場合もあるのか。

(病院) 当月に発生した事案について、翌月の医療安全管理委員会に諮っているもので、月初めに発生した事案の場合、1か月を超えることになる。

第3 意見

監査委員会の意見は以下のとおりである。

1 患者総合支援センターの活動について

(1) がん患者会について

最近、新型コロナウイルス感染症の流行を理由にがん患者会が全く開催されていない。がん患者にとって患者会での交流は精神的な支えとして非常に重要である。新型コロナウイルス感染症が収まったとしても、今後、また別の感染症等が流行する可能性もある。その度に患者会が開催できなくなるようでは困る。他の方法で患者会が開催できるよう工夫していただきたい。

(2) 入退院支援センターについて

非常によい制度だと思われるので、将来的には全患者がセンターを通るようにすべきだと考える。

2 令和3年度立入検査の指摘事項に対する院内の対応について

(1) 近畿厚生局からの指摘の1点目に対する回答について

2週間以内という法令の定めを守っていないのは不適切であると言わざるを得ない。この規定が群馬大学医学部附属病院で発生した事件に起因して定められたという経緯からしても、患者のために望ましくないことは明かである。内部の手続を理由に法令の定めに違反することを正当化することはできず、病院の回答は不適切である。対象となる事案は年に数件しかないはずであるから、必要に応じて臨時の医療安全管理委員会を開催する等、何らかの対応をすべきである。

また、病院の回答の後段も、誤りである。法令の手順では、報告の時点で分析は不要であり、院内調査をしてから報告するという対応フローは間違いである。

以上